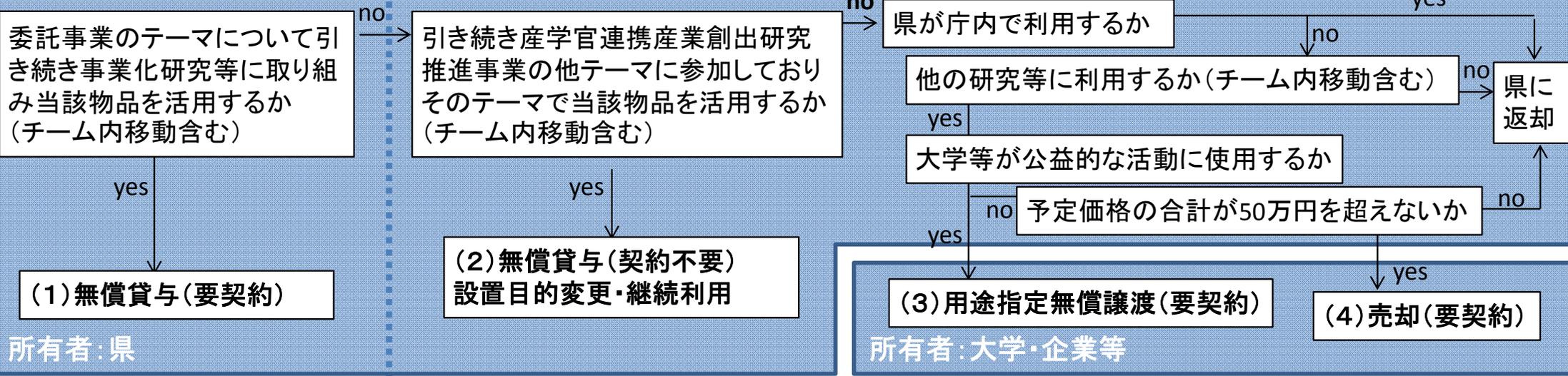


# 産学官連携産業創出研究推進事業において委託先が取得した財産の取り扱いについて

継続研究に利用 ← → 継続研究終了または利用終了



- <手続き>**
- 6月末: 研究チーム内での方針検討と県への報告 (研究チーム→県産業創造課)  
報告内容: 研究を継続する意思の有無、継続意思有りの場合装置貸与の希望の有無、継続意思無しの場合産学官連携産業創出研究推進事業の他テーマでの活用意思の有無、継続意思・他テーマへの参加無しの場合無償譲渡・買取希望の有無
  - 8月頃: 県庁内での活用価値の有無の判断をしたうえで財産取扱方針決定・関係組織への通知 (県産業創造課→研究チーム)  
**※注 県で利用価値有りと判断した場合、(3)(4)を希望する場合であっても、県に返却していただきます。**
  - 9月頃: 各手続き
    - (1) 無償貸与【財産を活用する各研究機関から申込→県意志決定→契約】  
継続研究の概要や資産の活用方法等計画を含む貸与申込書を提出する。チーム内での移動を踏まえた内容にする。
    - (2) 同チームでの他テーマへの転用【財産を活用する各研究機関から届出→県意志決定→必要に応じて移設】  
産学官連携産業創出研究推進事業の他テーマでどのように活用するのか等の理由を含む届出書を提出する。
    - (3) 無償譲渡 (= 譲与) 【財産の活用を希望する大学等からの申込→県意志決定→無償譲渡契約】  
どのような活動に財産を活用するのか等の計画を含む譲与申込書を提出する。(公益性のある活動計画に限る)  
委託事業を終了した翌年度から5年間は、大学等から提出された活用計画以外に使用することはできない。
    - (4) 売却【買取を希望する各研究機関からの申込→県意志決定→売買契約】

**<予定価格の計算方法>**  
耐用年数経過時点での残存価格が、取得価格の10%まで一定の割合で償却する。耐用年数経過後も取得価格の5%まで償却し、その後は償却しない。  
<例> 取得価格(8%税込): 1,000,000円 取得日: 平成27年1月15日 貸与終了日・事業終了日: 平成29年3月31日 耐用年数: 4年 取得・終了月は1カ月とする  
償却額(年額):  $1,000,000円 \times 0.9 \times 1/4 = 225,000円$   $1,000,000 - (225,000 \times 2年 + 225,000 \times 3/12) = 493,750円$   
※引き渡し時に消費税額が変わった場合(8%→10%)  $493,750/1.08 \times 1.1 = 502,893円$  (←50万円を超えるため随意契約売却不可。)

**<移設に係る経費>**  
原則、委託事業終了後に当該装置を活用する組織(貸与・譲渡を受ける者、買取をする者、等)が費用を負担する。設置目的変更の場合委託費用で支出可。